

令和元年度 第2回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：令和2年3月2日（月）18：30－20：30

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿	・・・	P. 1
高知市障害者計画等推進協議会条例	・・・	P. 2
計画推進のための重点施策	・・・	P. 4

<報告・協議事項>

1 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

(平成 30～32 年度) の取組

～高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会～ P. 5

2 次期計画策定体制・スケジュール案について ・・・ P. 9

3 次期計画策定に向けたニーズ調査について

3-1 高知市障害のある人の支援に関する調査について ・・・ P. 13

3-2 障害児分野に関するニーズ調査について・・・ P. 28, 当日配付資料

3-3 精神障害分野に関するニーズ調査について ・・・ P. 29

4 地域福祉活動推進計画関連について ・・・ P. 31

<添付資料>

- ・資料 1 令和2年度高知市障がいのある人の支援に関する調査票(案)
- ・高知市地域福祉活動推進計画(2019～2024 年度)(概要版)
- ・ほおっちょけん相談窓口チラシ
- ・高知くらしつながるネット(Lico ネット)チラシ

高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 31 年4月1日～令和4年3月 31 日

	氏名	所属・役職等
1	石元 美佐	NPO法人ワークスみらい高知発達障害者就労支援センターこうち MIRAIZ 施設長
2	宇川 浩之	高知大学教育学部附属特別支援学校 教諭
3	小川 泰子	(社福)てくところ会 自立訓練施設 施設長
4	小嶋 友乃	公募委員
5	河内 康文	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部 講師
6	澁谷 文香	NPO 法人ブルースター 就労サポートセンターかみまち 所長
7	竹岡 京子	高知市手をつなぐ育成会 副会長
8	竹島 和賀子	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会 理事長
9	田所 稔	高知市民生委員児童委員協議会連合会 大津地区会長
10	中西 弘行	(社福)高知市社会福祉協議会 事務局長
11	中森 勇人	(社福)高知小鳩会 あじさい園障害者相談支援事業所 相談支援課長
12	中屋 圭二	NPO 法人高知市身体障害者連合会 会長
13	西岡 由江	(社福)ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター センター長
14	松尾 美絵	高知市精神障害者家族会連合会 会長
15	松岡 健一	公募委員
16	松本 郁夫	(社福)太陽福祉会 高知障害者就業・生活支援センターシャイン 所長
17	山崎 隆久	高知県地域福祉部障害保健支援課 課長
18	山本 博之	(社福)昭和会 児童発達支援センターしんほんまち 施設長

●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

平成29年10月1日改正

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。
- (6) その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
 - (4) 市民
 - (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
 - (6) 高知市自立支援協議会の代表者
 - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

計画推進のための重点施策

<基本理念>

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに
支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

<施策区分>

生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～

1 新たな相談支援体制の構築【体系2-1】

2 生活支援サービスの充実【体系2-2】

多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

3 適性に応じた就労と職場定着への支援【体系3-1】

療育・保育・教育における支援体制の充実

～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～

4 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実【体系4-2】

1 高知市障害者計画・障害福祉計画
・障害児福祉計画（平成30～32年度）
の取組

～高知市医療的ケア児及び

重度の障害のある子どもの支援検討会報告～

高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会 報告

日時：令和2年1月9日（木）午後7～9時

【当支援検討会の目的】

平成28年6月改正の児童福祉法により、国から地方公共団体に対して、日常的に医療を要する状態にある子どもが、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉など、各関連分野の支援を受けられるよう、支援を行う各関係機関が連絡調整を行うための体制整備を図ることとされた。

本市においても、「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（平成30～32年度）」の中で医療的ケア児及び重度の障害等のある子ども及びその家族に対する地域における支援の充実を図るための「協議の場」を設けることを掲げ、令和2年1月「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会」を設置した。

【報告内容】

◆医療的ケア児の定義について（当市の仮案）

- ・医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児のこと。
- ・年齢は18歳未満（児童福祉法による児童）

※ただし、18歳以降に生じる課題については年齢の定義は除外して検討。

- ・医療的ケアの内容は、人工呼吸器・気管切開・鼻咽頭エアウェイ・酸素療法・たん吸引・ネブライザー吸入・IVH（中心静脈栄養）・経管栄養・透析・導尿・人工肛門・その他とする。

※その他：人工膀胱、インスリン等の皮下注射など

◆18歳未満の医療的ケア児数（現状）

高知県の医療的ケア児は	81人 （令和元年10月末時点。入院中・施設入所の児は除く）
高知市の医療的ケア児は	39人
就学前の児は	22人（令和元年10月末時点。入院中・施設入所の児は除く）
うち就園の児は	12人（令和元年10月末時点。入院中・施設入所の児は除く）
就学の児は	17人（令和元年5月時点。入院中・施設生の児は除く）

【意見交換】

◆医療的ケア児の定義について

・「NICU等に長期入院した後」では、中途障害や外傷後に医療的ケアが必要となった子どもが除外されるため、NICUに入院したかどうかに限らず、「病気や事故等によって18歳までに医療的ケアが日常的に必要な児」とすればどうか。

◆現状と課題

①実態把握について

- ・周産期に最も関わりの多い医療機関の協力のもと、全数把握を行う必要がある。全数把握は医療機関のレセプトから調査は可能だが、把握の目的を明確にする必要がある。
- ・医療的ケア児は医療センター、国立、医大、あおぞら診療所の4カ所のどこかでフォローされているだろう。ただ、痰吸引とネブライザーは喘息の子も入ってくる（と数が多くなるため、ケアの頻度等でのさび分けは必要）。
- ・土佐希望の家の「県中東部地域相談支援事業所連絡会」でも医療的ケア児支援がテーマのひとつ。県や市で行われている会ともリンクしていきながら、ニーズや課題を集約していきたい。

②訪問型レスパイト事業の必要性について（人材確保・人材育成含む）

- ・ショートステイは2,3週間前から予約が要るし、デイサービスは準備や荷物で行くのが大変。特に、人工呼吸器は2,3時間の（所用の）ために移動となると「もういいや」となる。受診やきょうだいの行事等でニーズとしては、2,3時間～半日のレスパイトがほしい。ニーズに応じたサービスが必要。訪問型レスパイトをぜひ、県か市で始めてほしい。
- ・訪問看護師はきつきつ状態。小児を看ているところが少ない。制度ができては実際はできないのでは。小児を看れる看護師やヘルパーが増えることが必要。
- ・福祉サービスに居宅訪問型児童発達支援がある。これと訪問看護をつなげて在宅でレスパイトもできるが、現在、居宅訪問型児童発達支援をしているところは「いっば」しかない。スタッフが訪問に出て行くと、施設の人員確保ができないため、受け入れ数を絞っているのが現状。人材確保や、医療と福祉の組み合わせを考えてほしい。
- ・「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」でも訪問型レスパイト事業の必要性について意見が出ていた。県では、市町村への補助金として訪問型レスパイト事業の来年度の予算要求をしている。

③相談支援

- ・医療的ケア児コーディネーターの役割は、障害福祉サービスや訪問看護など、どのような支援が必要かをある程度判断する力を持つことだと考えている。園に入れたい、疲れたから休みたい、といった保護者の思いがあり、それを的確につなげる、横につなげること。
- ・行政は縦割り、相談の窓口が分かりにくい。

④災害支援

- ・災害支援について考えることは急務。人数を把握して、停電時の電源確保が必要。人工呼吸器だけでなく、吸引や酸素療法でも電源は必要である。
- ・吸引器は、足踏み式が8,000円で購入できるので、補助金を出すとかできないか。
- ・人工呼吸器の予備のバッテリーは数時間しか持たない。電源がある所への移動方法も課題。

【今後のスケジュール等】

本支援検討会で集約した意見については、「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」への反映等を検討し、様々な状況に置かれている児や家族が必要な支援を受けられるよう努めていくこととする。

令和2年度は「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定の進捗に合わせて、年2回を目処に開催する予定。

高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会 委員名簿		
		任期: 令和2年1月9日～令和4年1月8日 (五十音順)
	氏名	所属・役職等
1	有田 直子	高知県立大学 看護学部小児看護学 講師
2	石川 陽子	社会福祉法人土佐希望の家医療福祉センター ソーシャルワーカー 相談支援主任
3	勝間 美幸	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 小児科(NICU・GCU)看護副科長
4	佐々木 智也	独立行政法人国立病院機構高知病院 統括診療部小児科療育指導室 主任児童指導員
5	田ノ内 学	社会福祉法人城南保育協会 城南保育園長
6	中島 愛	相談支援事業所ミラクルポッケ 相談支援専門員
7	中田 裕生	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 小児診療部小児科長(兼)総合周産期母子医療センター副センター長
8	長野 良江	一般社団法人高知在宅ケア支援センター 高知中央訪問看護ステーション所長
9	西野 美香	高知県地域福祉部障害福祉課長
10	橋本 典子	高知県立若草特別支援学校長
11	前田 智砂子	一般社団法人高知在宅ケア支援センター高知中央相談支援事業所 相談支援専門員
12	松本 務	医療法人財団千葉健愛会 あおぞら診療所高知潮江所長
13	山下 君江	保護者

2 次期計画策定体制・スケジュール案 について

高知市障害者計画等（R 2～4年度）策定体制（案）

障害者計画等推進協議会

役割：計画素案検討審議，計画原案検討審議・了承
委員数：18名（うち公募委員2名）

計画素案、計画案の提示

健康福祉部・こども未来部部内検討会

役割：具体的方策の検討，計画素案・計画原案の作成
障がい福祉課・健康増進課・
子ども育成課・保育幼稚園課・
子育て給付課・教育研究所
健康福祉総務課

県のアンケート

- 施設等利用者，特別支援学校在校生，障害児通所支援利用者，難病患者等対象
- 精神科病院調査

パブリックコメント

計画策定のための
現状把握・分析，課題検討

ニーズ調査

- 【対象】
- 身体障害者
 - 知的障害者

意見交換会

- 【対象】
- 精神障害分野
当事者・家族・支援者
 - 障害児分野
保護者・支援者

自立支援協議会

- 役割：
- ① 相談支援事業に関する協議
 - ② 地域生活支援拠点整備の協議等

高知市医療的ケア児及び重度の 障害のある子どもの支援検討会

就労検討会

相談支援検討会

令和2年度高知市障害者計画等策定スケジュール（案）

会の種類	開催日	主な内容
アンケート調査	令和2年 4月	身体障害者・知的障害者対象
意見交換会 【精神障害分野】		精神障害当事者・家族・支援者対象
第1回障害者計画等推進協議会	5月	(1) 国の動向 (2) 現計画の成果と課題 (3) 次期計画策定体制 (4) 次期計画の方向性
意見交換会 【障害児分野】	6月	保護者・支援者対象
第2回障害者計画等推進協議会	8月	(1) ニーズ調査（アンケート）結果報告 (2) 意見交換会結果報告 (3) 新計画概要の審議
第3回障害者計画等推進協議会	11月	新計画素案の審議 (1) 障害者計画
第4回障害者計画等推進協議会	12月	新計画素案の審議 (1) 障害福祉計画 (2) 障害児福祉計画
パブリックコメント	令和3年 1月上旬	
第5回障害者計画等推進協議会	2月	新計画原案の承認

3 次期計画策定に向けたニーズ調査 について

3 - 1 高知市障害のある人の支援に 関する調査（案）について

高知市障害のある人の支援に 関する調査(案)について

- 現計画の策定に関し、18歳以上の身体障害者・知的障害者を対象に、平成29年4月「高知市障害のある人の支援に関する調査(アンケート)」を実施。
- 次期計画の策定についても、同規模のアンケート調査を実施予定。

前回調査結果（抜粋）

1 調査概要

【調査対象者】

平成29年3月31日現在、本市に住民基本台帳を有する18歳以上の身体障害者手帳または療育手帳を保有し、障害者支援施設及び療養介護利用者を除いた者から、以下対象者を無作為抽出。

- ①身体障害者手帳保有者18～64歳 1,600人
 - ②身体障害者手帳保有者65歳以上 250人
 - ③療育手帳保有者18歳以上 650人
- 合計2,500人**

【調査方法】

自記式アンケートを対象者に郵送し、返信用封筒での回答を求めた(無記名)。

【調査時期】

平成29年4月～5月

【調査回答】

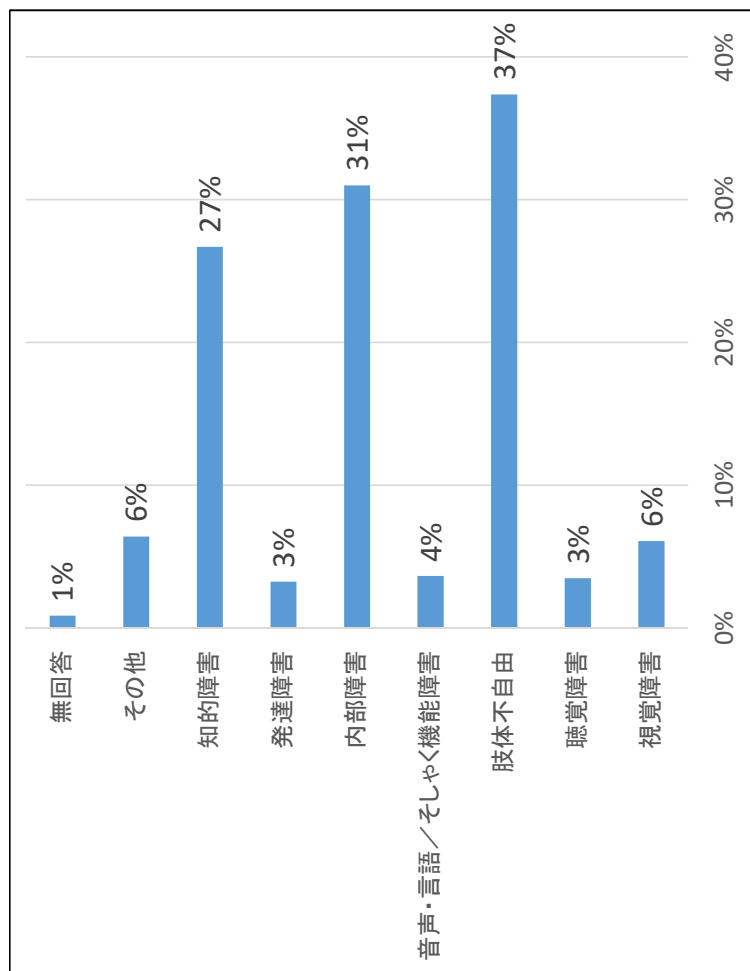
1,301名(回収率52.0%)

2 調査結果

①回答者の属性(n=1,301)

年齢	18-39歳	290	22%
	40-64歳	812	62%
	65歳以上	182	14%
	無回答等	17	1%
性別	男性	737	57%
	女性	558	43%
	無回答等	6	0%
手帳所持	身障のみ	905	70%
	療育のみ	290	22%
	両方所持	60	5%
	無回答等	46	4%

②障害名・診断名(複数回答, n=1,301)

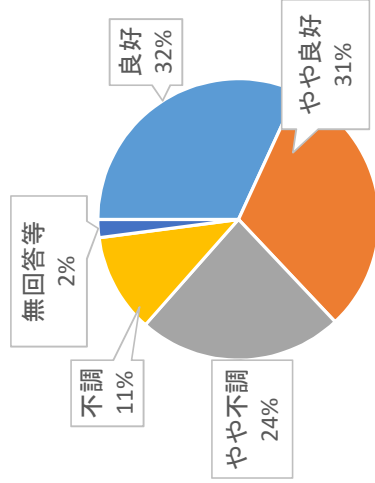


③生活するうえでの支援が必要か(n=1,301)

介護者

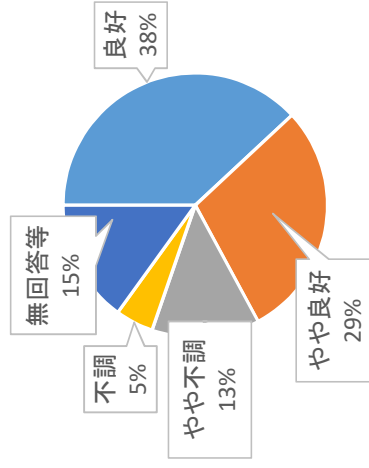
必要	499	38%
不必要	690	53%
無回答等	112	9%

③-2 主介護者の身体的健康状態(n=386)



良好+やや良好 63%
やや不調+不調 35%

③-3 主介護者の精神的健康状態(n=386)

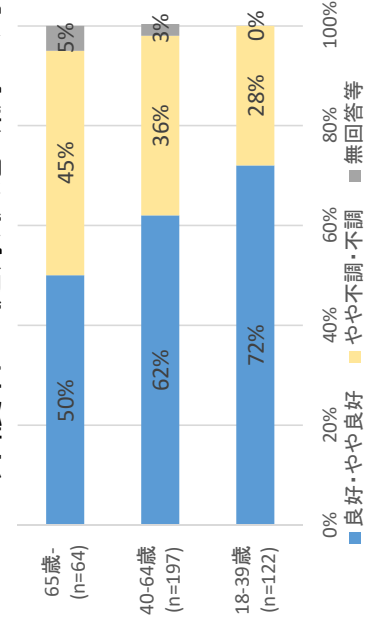


良好+やや良好 67%
やや不調+不調 18%

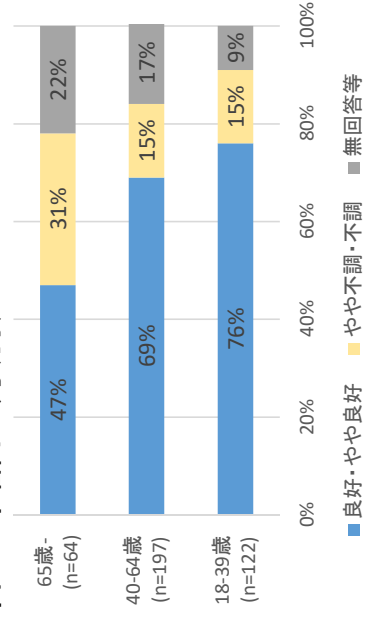
③-1 主な介護者(n=499)

父母	173	35%
祖父母	3	1%
兄弟姉妹	38	8%
配偶者	103	21%
子供	46	9%
その他	23	5%
無回答等	113	23%

③-4 主介護者の健康状態(調査対象者の年齢区分別)

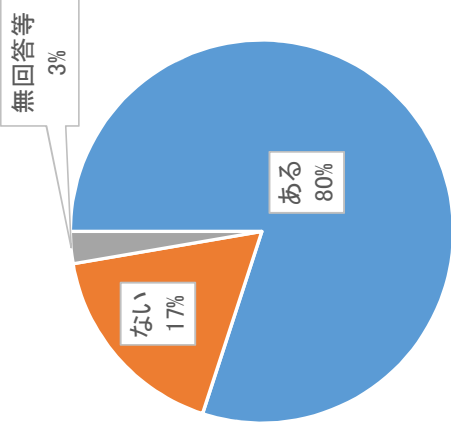


身体的



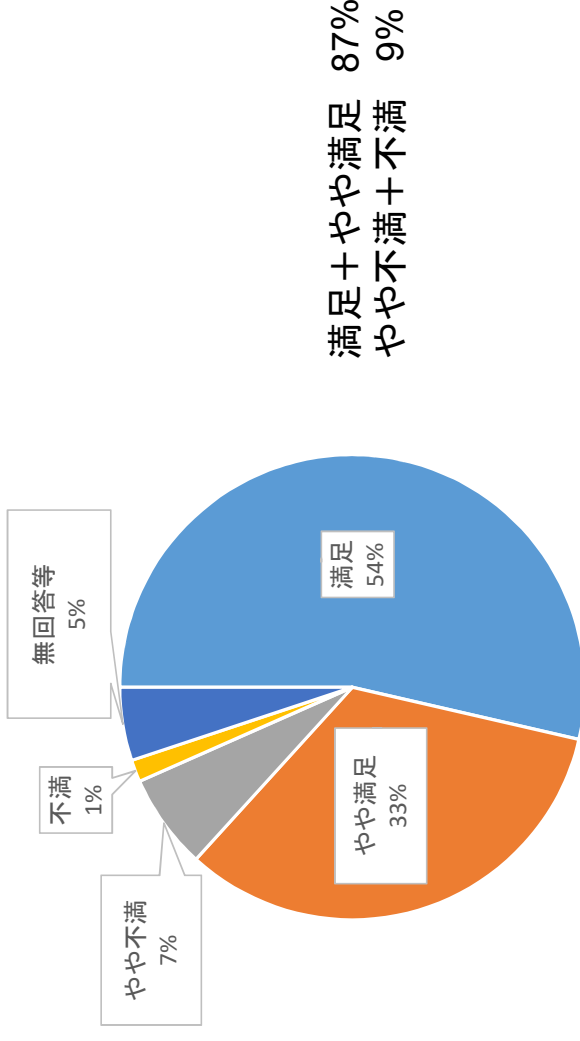
精神的

④相談先の有無 (n=1,301)



相談状況

④-2 相談先の満足度 (n=1,041)



満足 + やや満足 87%
 やや不満 + 不満 9%

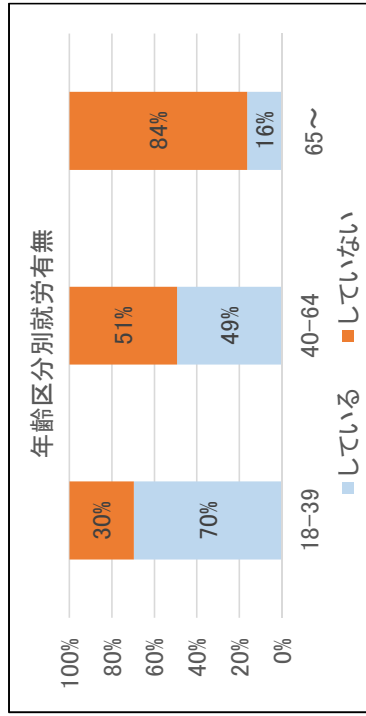
④-1 相談機関(複数回答, n=1,041)

家族／親族	791	76%
保護者仲間	44	4%
友人／知人	199	19%
県立療育福祉センター	26	2%
医療機関	350	34%
訪問診療／訪問看護／リハビリ	61	6%
保育園／幼稚園／学校	5	0%
入所している施設	49	5%
市役所	96	9%
市教育委員会	1	0%
障害者相談センター	80	8%
相談支援事業所	116	11%
障害福祉サービス事業所	90	9%
相談員／民生委員／児童委員	47	5%
その他	66	6%
無回答等	2	0%

⑤仕事をしているか(n=1,301)

就労

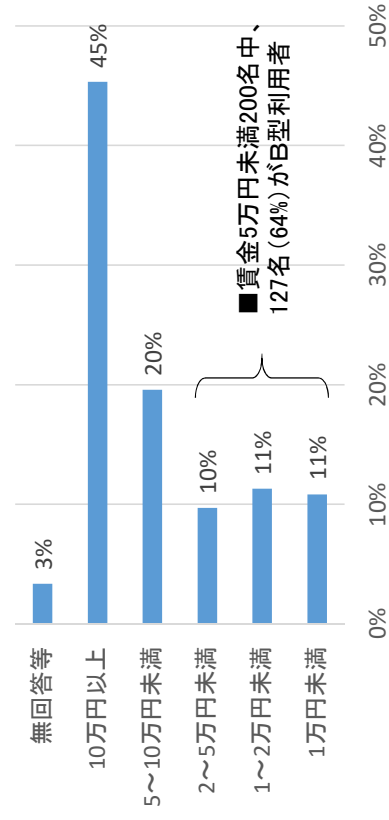
している	629	48%
していない	645	50%
無回答等	27	2%



⑤-2 就労先継続期間(n=629)

1年未満	60	10%
1~3年未満	82	13%
3~5年未満	61	10%
5~10年未満	117	19%
10年以上	280	45%
無回答等	29	5%

⑤-3 ひと月の賃金・工賃(n=629)



⑤-1 就労先(n=629)

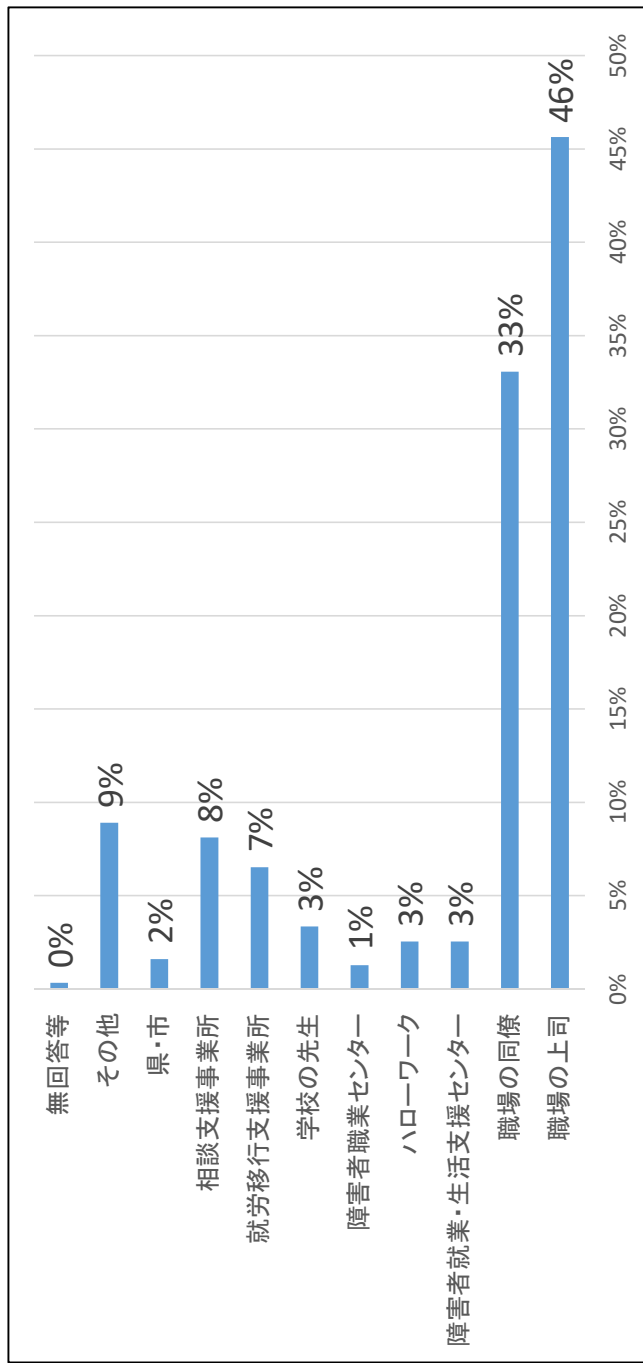
会社・団体等(パート含)	335	53%
自営業(家の手伝いを含)	77	12%
就労継続支援A型事業所	30	5%
就労継続支援B型事業所	131	21%
就労移行支援事業所	6	1%
その他	35	6%
無回答等	15	2%

167名中、
 ■賃金10万円未満 → 163名(98%)
 ■賃金5万円未満 → 140名(84%)

⑥仕事のことについて相談できる人がいるか (n=629)

いる	486	77%
いない	108	17%
無回答等	35	6%

⑥-1 仕事のことで相談できる人(複数回答, n=629)



福祉サービス

⑦福祉サービス利用状況 (n=1,301)

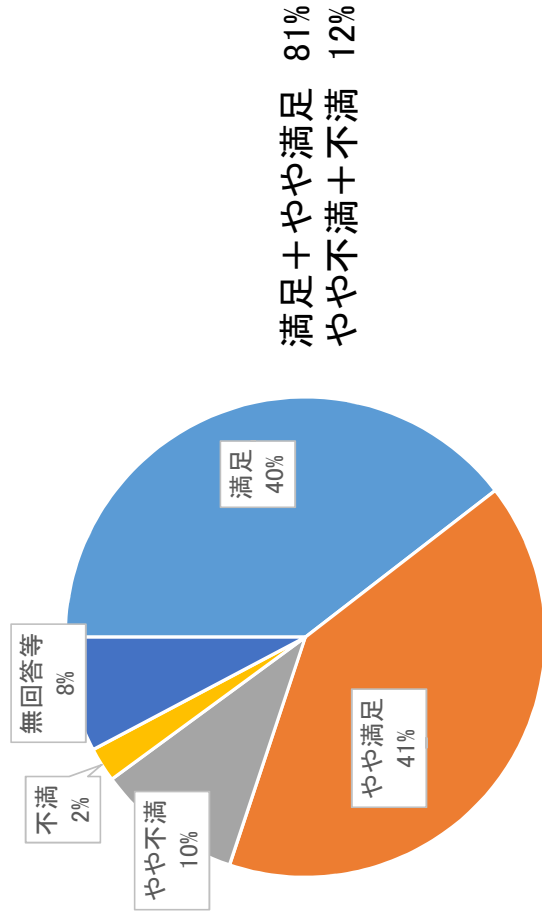
利用している	387	30%
利用していない	858	66%
無回答等	56	4%

⑦-② 福祉サービス未利用理由

(複数回答, n=734)

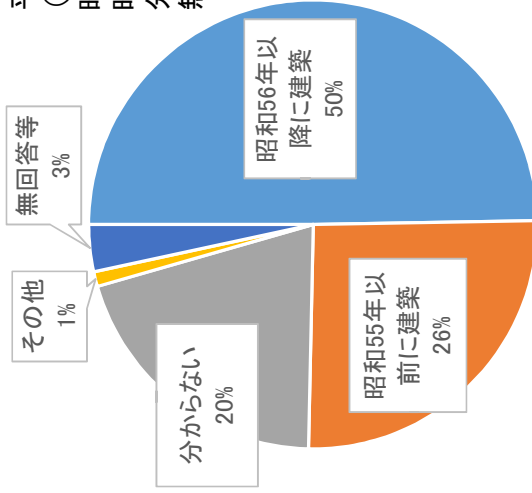
必要性がない	457	62%
利用を断られた	8	1%
身近な所にサービスがない	19	3%
利用料の負担が困難	30	4%
職員の対応が良くなかった	8	1%
希望する支援が得られない	16	2%
専門性が乏しい	10	1%
年齢等により利用できない	11	1%
特に理由はない	183	25%
制度を知らない	157	21%
その他	47	6%
無回答等	113	15%

⑦-① 福祉サービス利用満足度 (n=387)



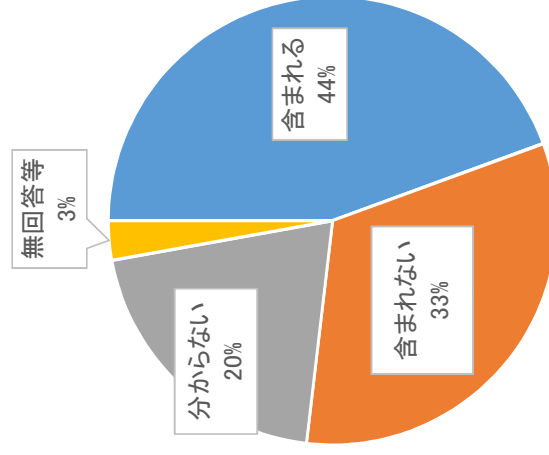
防災意識

⑦住んでいる家の建築年(n=1,301)

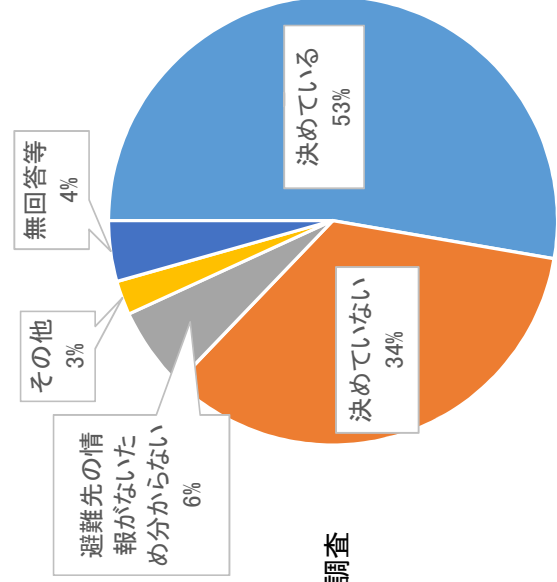


平成28年度防災対策部意識調査
(浸水区域世帯対象、持ち家者のみ)
昭和56年以降 41%
昭和55年以前 24%
分からない 5%
無回答等 29%

⑧住んでいる場所は津波や浸水の被害が起こる地域に含まれるか(n=1,301)



⑨地震や災害時に避難する場所を決めているか(n=1,301)



平成28年度防災対策部意識調査
(浸水区域世帯対象)
決めている 70%
決めていない 29%
無回答等 1%

平成28年度防災対策部意識調査
(浸水区域世帯対象)
含まれる 78%
含まれない 7%
知らない 15%
無回答等 1%

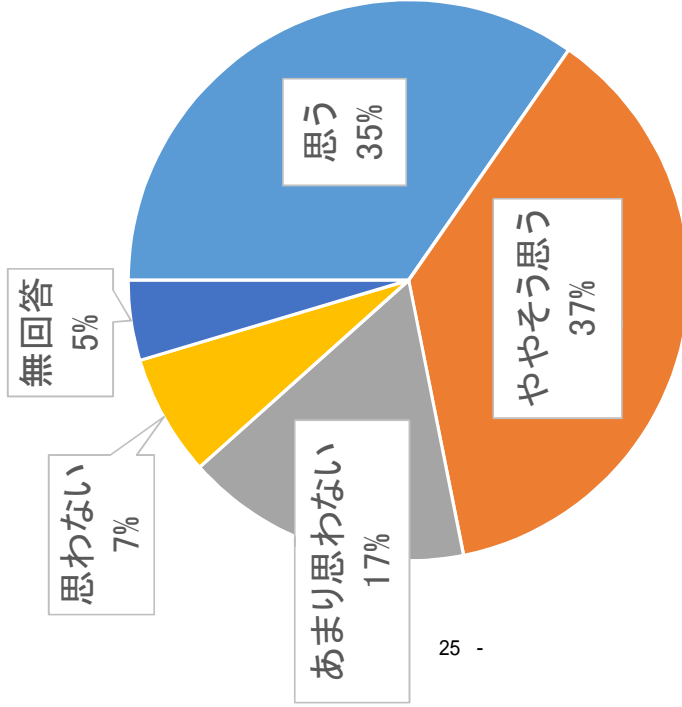
⑩今後進めていくべきもの（優先度が高いものを3つ以内, n=1,132)

ニーズ

	所持手帳別内訳			
	全体 n=1,132	身体 n=799	知的 n=245	重複 n=55
在宅サービスの充実	① 41%	① 40%	② 40%	① 60%
放課後/休暇を過ごす場所の充実	5%	4%	10%	4%
職業訓練/就労支援の充実	⑤ 20%	18%	③ 27%	9%
社会参加の機会づくり	13%	13%	17%	4%
相談やサービス利用調整等の窓口整備	③ 22%	③ 26%	④ 20%	⑤ 20%
グループホーム/入所施設の充実	④ 22%	15%	① 42%	② 45%
障害の理解啓発の推進	15%	⑤ 18%	⑤ 19%	9%
ボランティアの育成	5%	6%	4%	0%
住宅環境の整備	14%	15%	9%	11%
保育所/幼稚園の充実	5%	6%	1%	2%
学校教育の充実	5%	6%	3%	2%
在宅医療の充実	20%	④ 22%	9%	13%
専門的な療育を受けられる施設の充実	12%	10%	16%	③ 24%
バリアフリー推進(道路・交通・公共施設など)	② 29%	② 36%	9%	④ 22%

自分らしい暮らし

⑪自分らしく暮らせていると思うか (n=1,301)

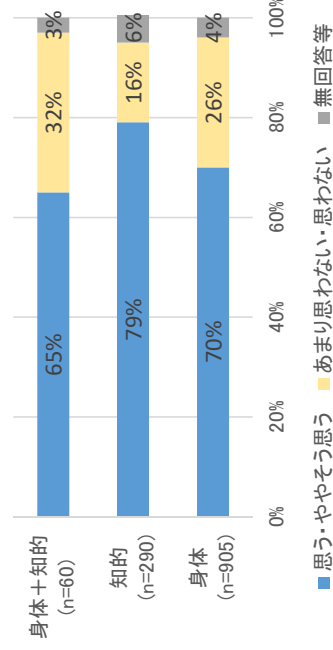


思う+ややそう思う 72%
あまり思わない+思わない 24%

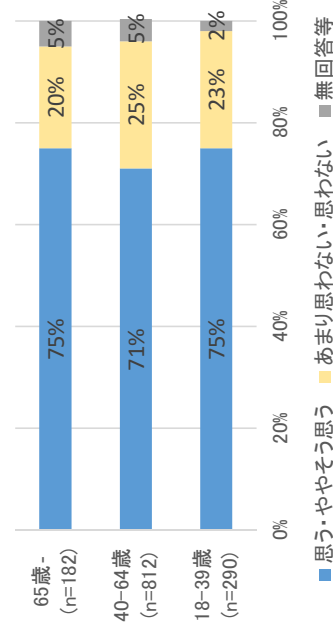
⑪-1 手帳等級別

	思う ややそう思う	あまり思わない 思わない	無回答等
〔 重度 身体1・2級 療育A1・A2 その両方 n=621 〕	68%	28%	4%
上記以外 n=680	75%	20%	5%

⑪-2 所持手帳別



⑪-2 年齢区分別



今回調査(案)

●前回調査と変更しない点

【調査対象者】【調査方法】

- ・前回調査と同様

●前回調査からの変更点

【設問内容】

- ・回答選択肢見直し
→(調査票案:問2、問10、問12-3、問12-4-①、問13-1)
- ・本人属性に「医療的ケア」の質問追加(調査票案:問8)
- ・福祉サービスに関する質問追加(調査票案:問13-5)
- ・災害への「備え」に関する質問追加(調査票案:問17)
- ・成年後見制度に関する質問追加(調査票案:問18~19)

3 - 2 障害児分野に関するニーズ調査
について
(当日配付資料)

3 - 3 精神分野に関するニーズ調査 について

高知市障害者計画・障害福祉計画 策定基礎資料（精神分野）

高知市精神障害者地域移行支援者会議（地域いこうかい）で意見交換会として実施

実施予定時期 令和2年4月

対 象 者 精神障害当事者，家族，保健・医療・福祉関係機関者

内 容 ① 医療・福祉サービスの状況から
② 地域に発信したいこと，知ってもらいたいこと，
活かせる役割

高知市精神障害者地域移行支援者会議（地域いこうかい）は精神障害当事者，家族や多くの医療・福祉関係者が，地域移行の現状や先進的な取組を学ぶ機会とし，あわせて本市における課題の共有や検討を行う場としている。

4 地域福祉活動推進計画関連 について

地域共生社会の構築

第2期高知市地域福祉活動推進計画
基本理念

だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

スローガン

地「参」地「笑」福祉でまちづくり ~ 地域の宝(社会資源)を活かした「つながりのあるまちづくり」 ~

【取り組み】

(1) 庁内連携体制の強化

- ▶ 庁内横断的な施策の企画や調整など、協働の中核を担う機能を持った部署を新設。
- ▶ 全庁的な取り組み体制を、必要に応じ段階的に整備。

「地域共生社会推進室」
「地域共生推進担当参事」

(2019年4月設置)

(2) 「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」

- ▶ 住民に身近な圏域に、様々な困りごとを相談できる「ほおっちょけん相談窓口」を設置し、行政と地域住民を含む多様な主体が協働して「つながり」のある支援ができる仕組みを構築する。

「ほおっちょけん相談窓口」の設置

(2019年11月5日開設)

- ▶ 課題解決への支援にあたっては、フォーマルおよびインフォーマルの様々な分野の関係機関が連携することが重要であることから、地域共生社会推進室においてその調整を行い、ネットワークづくりなど包括的な支援体制の構築を図る。

(3) 社会資源情報収集・提供体制の構築

- ▶ 日常生活の問題解決にあたっては、公的サービスだけでなく、既に地域にある民間のサービスやサロンをはじめとする地域活動など社会資源情報を知り、自ら選択することが大切。

⇒ 地域力(住民力)の強化

- ▶ 支援する側においても、地域の社会資源情報を把握し、支援する際に活用することが求められている。
- ▶ 同時にボランティア情報なども提供し、ボランティア活動や地域活動に参加しやすい環境を整える必要がある。
- ▶ 地域の様々な社会資源情報を収集し提供できる仕組みを構築し、足りない社会資源を創り出すことのできる環境を整備する。

高知くらしつながるネット
(Licoネット)の導入

(2020年1月31日運用開始)



地域共生社会の構築

第2期高知市地域福祉活動推進計画
基本理念

だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

スローガン

地「参」地「笑」福祉でまちづくり ～ 地域の宝(社会資源)を活かした「つながりのあるまちづくり」～

【取り組み】

(1) 庁内連携体制の強化

- ▶ 庁内横断的な施策の企画や調整など、協働の中核を担う機能を持った部署を新設。
- ▶ 全庁的な取り組み体制を、必要に応じ段階的に整備。

「地域共生社会推進室」
「地域共生推進担当参事」

(2019年4月設置)

(2) 「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」

- ▶ 住民に身近な圏域に、様々な困りごとを相談できる「ほおちよけん相談窓口」を設置し、行政と地域住民を含む多様な主体が協働して「つながり」のある支援ができる仕組みを構築する。

「ほおちよけん相談窓口」の設置

(2019年11月5日開設)

- ▶ 課題解決への支援にあたっては、フォローアップ

【関係事業】

- 高齢分野：在宅医療介護連携推進事業
生活支援体制整備事業
- 障害分野：情報公表制度

- ▶ 日常生活の問題解決にあたっては、公的サービスだけでなく、既に地域にある民間のサービスやサロンをはじめとする地域活動など社会資源情報を知り、自ら選択することが大切。

⇒ 地域力(住民力)の強化

- ▶ 支援する側においても、地域の社会資源情報を把握し、支援する際に活用することが求められている。
- ▶ 同時にボランティア情報なども提供し、ボランティア活動や地域活動に参加しやすい環境を整える必要がある。
- ▶ 地域の様々な社会資源情報を収集し提供できる仕組みを構築し、足りない社会資源を創り出すことのできる環境を整備する。

高知くらしつながるネット
(Licoネット)の導入

(2020年1月31日運用開始)

行政等の相談窓口

- ① 相談を聞く
 - ② 専門的支援
 - ③ 各分野の機関と支援調整会議を開催
- 包括的支援の実施



【主な相談窓口】

- 高齢者支援センター
- 障害者相談支援センター
- 地域子育て支援センター
- 子育て包括支援センター
- 市民会館
- 生活支援相談センター
- 消費生活センター

相談

【庁内連携体制の強化】

【包括的支援体制の構築】

【協働の中核を担う機能】

【関係事業】

- 高齢分野：地域ケア会議
- 生活困窮：支援調整会議セーフティネット連絡会
- 児童分野：要保護児童対策地域協議会

【社会資源情報収集・提供体制の構築】

高知くらしつながるネット (Licoネット)の導入

- 「ほおちよけん相談窓口」の認定、研修、フォロー
- 市社協への支援
- 地区別に相談内容を分析整理し、関係機関及び地域の関係者と共有(協議体等との整理)
- 地域がつながる仕組みの企画

社会資源情報の提供とそれを活用した支援

市民・支援者に向け、障がい・高齢・子育て各分野の社会資源情報やサロンなどのインフォーマルサービス情報を一元的に提供

(医療機関、診療所、薬局、介護関係施設、ボランティア団体など…)

支援

新

新

身近な地域
「ほおちよけん相談窓口」



【どこに相談したらいいのかわからない困りごと】

- 買い物・洗濯に困っている…
- 溝や庭の掃除ができない…
- ごみ捨てができない…
- 電球の交換ができない…
- など…



【薬局】

【社会福祉法人】

【支援】

地域内で知る、新たなつながり
(互助の創造)

地域内で助け合う
⇒ みんなでみんなを支える

- 横断的課題への対応策検討
- 調整がつかない困難なケースの対応方針決定 など

部会長 地域共生推進担当参事
委員 関係各課長級、市社協

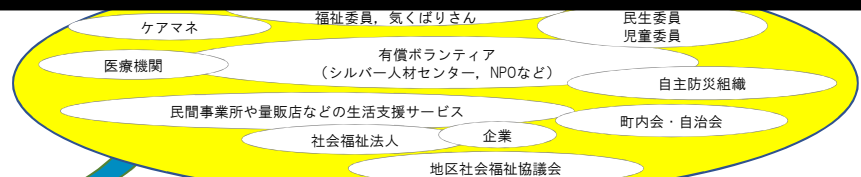
自然に
「つながる」
仕組みづくり

みんなで話し合う

地域の支援者となり得る関係者に相談内容を共有し、足りない社会資源の創出へつなげる
(地域福祉コーディネーターの働きかけ)

【関係事業】

- 高齢分野：生活支援体制整備事業(協議体)、地域ケア会議
- 障害分野：自立支援協議会





～ つなぎます！あなたの暮らしの困りごと！～ ほおちよけん相談窓口



○本来なら家族や近隣同士の助け合いで解決できるような困りごとや福祉制度に該当しない課題を抱え、相談できずに暮らしている方がいる。

○そういった困りごとを気軽に相談いただき、その内容に応じてボランティアなど地域や専門機関につなげるなど、地域で自立した生活を維持するために必要な支援につなげる。

○住民のみなさんにとって...

★とりあえず、相談してみよう。

★ここに行けば、なんとかなる。

と、思える場所に！！

【開設箇所数：5地区27箇所（薬局：23 + 社会福祉法人：4）】

地区別数		2020.1.31時点	
旭 (11) 薬局：10 社会福祉法人：1	一宮 (3) 薬局：1 社会福祉法人：2	春野 (2) 薬局：1 社会福祉法人：1	江ノ口西 (5) 薬局：5
		三里 (6) 薬局：6	

【相談件数：18件】（2019.11.5～2020.1.31）

3	2	3	6	4
---	---	---	---	---



このマークが目印

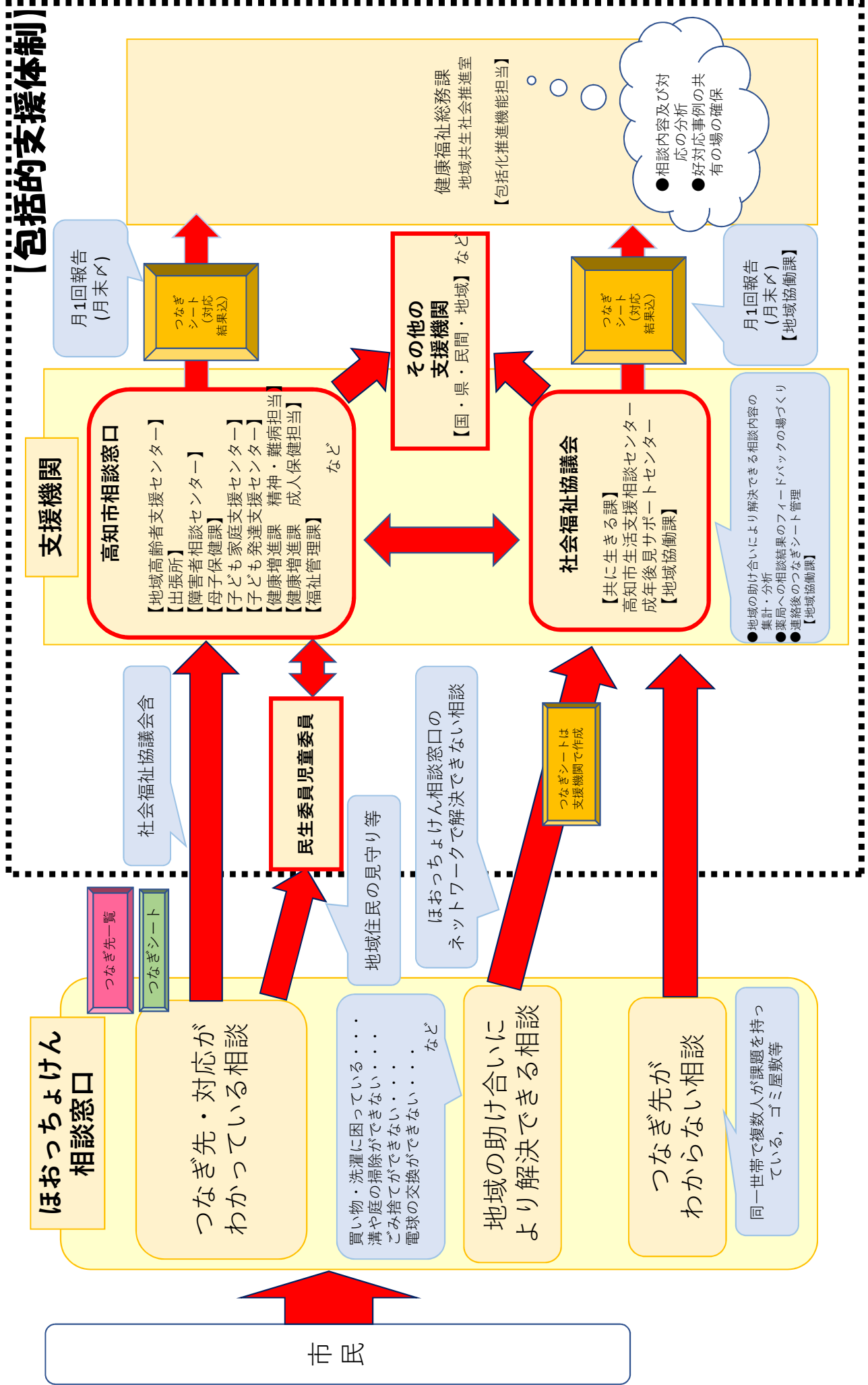


令和元年
11月5日
開設

【相談内容】

- 不燃物の当番を代理でしてくれる所はないか。
- 母の介護をしていた父が入院。退院後、自営業の継続が難しく生活が成り立たない。相談者は経済的援助は困難。
- 自宅のソファを香南市まで運びたい。費用や業者等について知りたい。
- 自宅近くの集いの場を教えて欲しい。
- 寝室の電気が切れて困っている。電気屋もわからないし、誰に相談したらいいかわからない。

「ほおっちょけん相談窓口」からの相談支援の流れ



“高知くらしつながるネット(愛称『Licoネット』)”

※『Licoネット』は、くらし= Living, つながる= Connect をあわせた愛称です。
サイトURL <https://chiiki-kaigo.casio.jp/kochi>

運用開始:1月31日(金)10時

●必要な生活支援情報を探せます！

市内の医療，介護，障害，子育て，地域資源の5分野の施設やサービス，相談窓口等（運用開始当初：約2,700件）の名称・所在地・サービス内容等

●こんなときに・・・

- ①子育て世帯・・・自宅周辺の子育て支援情報を知りたい！
- ②近所のいきいき百歳体操会場やサロンとか・・・通いの場はどこにあるの？
- ③親の介護・・・自宅周辺の介護サービスって何があるの？ ⇒ **地図上で確認できます！！**



高知市では、「地域共生社会の実現」を目指し、様々な取組を進めています。
この「高知くらしつながるネット」（愛称『Licoネット』（リコネット））
は、その取組の一つであり、「人と人、人と資源がつながる」ことをイメー
ジした名称としました。
市民のみならずさまざまなサービスに際して、必要な、知りたい情報が得られ
る・・・生活に寄り添った頼れる存在になるよう、この『Licoネット』を育
てていきます！

システムのイメージ

これまで高齢・障害・子育て等、分野ごとに提供していた施設サービスや、相談窓口等の社会資源に関する様々な情報を取りまとめるとともに、いきいき百歳体操やサロン等の地域のボランティアの方々による支援サービスについても一元的な情報提供を行う。

- カシオ計算機（株）運営の「Ayamu」を活用。
- ①市民向けページと②支援者向けページの2層構造。

